

第 55 号議案

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

大田区民住宅条例（平成 8 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 借上型区民住宅の部プラムハイツ糶谷の項を削る。

付 則

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

借上型区民住宅のプラムハイツ糶谷を廃止するため、条例を改正する必要がある
るので、この案を提出する。